

岩国地域における公共施設アクションプログラム

御庄エリア

令和6年3月

1. 目的

岩国市公共施設個別施設計画（以下「個別施設計画」という。）では、各公共施設の現状と課題を整理するとともに、施設の「安全性」、「必要性」、「有効性」、「管理運営の効率性」の視点から点検・評価した結果に基づいて、今後の方向性を示しています。

この方向性等に基づき、施設の適正配置を進めていきますが、その過程では、地域との協議が必要なことや、施設や機能の再編によっては、地域内の他の公共施設も一体的に見直すことが望ましい場合も生じてきます。また、方向性等は示しているものの、実際の着手の場面では、全ての施設を一斉に対応することは財政的にも人的にも困難であることから、優先順位を設定した上で、重点的に取り組んでいく必要があります。

このため、本アクションプログラムでは、重点的かつ効率的に公共施設の再編・再配置を進めるため、各地域における公共施設の諸課題を整理するとともに、課題解決に向けて市と地域等の関係者が協議して取り組む具体的な方策やスケジュール等を示し、市民・地域等の関係者と情報の共有を図り、合意形成のもと、着実に公共施設の再編・再配置を進めることを目的とします。

2. 岩国地域御庄エリアの概況

(1) 人口等（令和5年12月現在）

エリア	自治会数	世帯数	エリア人口	年少人口	生産年齢人口	高齢者人口
御庄	22	1,200	2,456人	324人 (13.2%)	1,463人 (59.6%)	669人 (27.2%)

(2) 施設の設置状況

岩国地域御庄エリアの公共施設は、11施設です。それぞれの施設の現状と課題については、個別施設計画にて整理しています。

番号	施設類型	分類	小学校区	施設名	基本情報(R3.4.1時点)						機能方向性	建物方向性	個別計画掲載ページ
					複合施設	構造	建設年	延床面積(m ²)	耐震性	災害区域			
1	社会教育系施設	公民館	御庄	御庄分館	○	W	1955	279.02	旧	土・洪	継続	建替,検討	66
2	スポーツ・レクリエーション系施設	武道館	御庄	弓道練習場	—	S	2000	54.00	○	洪	継続	維持(修繕),検討	91
3	学校教育系施設	小学校	御庄	御庄小学校	—	RC	1992	2,969.01	○	土	継続	検討	153
4	学校教育系施設	中学校	御庄	御庄中学校	—	W	1952	1,138.17	旧	土	転用,検討	検討	176
5	子育て支援施設	放課後児童教室	御庄	御庄放課後児童教室	—	民間施設貸借			—	土・洪	継続	検討	227
6	行政系施設	出張所等	御庄	御庄出張所	○	RC	1955	57.14	旧	土	継続	建替,検討	249
7	行政系施設	水防倉庫	御庄	御庄水防倉庫	—	CB	1976	35.07	旧	土・洪	継続	維持(修繕),検討	258
8	行政系施設	消防団車庫等	御庄	御庄分団第1部消防器具庫	—	CB	1976	18.73	旧	土・洪	継続	維持(修繕),検討	258
9	行政系施設	消防団車庫等	御庄	御庄分団第2部消防車庫	—	CB	1980	18.73	旧	土	継続	維持(修繕),検討	258
10	行政系施設	消防団車庫等	御庄	御庄分団第3部消防車庫	—	CB	1978	101.42	旧	洪	継続	維持(修繕),検討	258
11	行政系施設	消防団車庫等	御庄	御庄分団第4部消防車庫	—	S	2010	46.04	○	土・洪	継続	維持(修繕),検討	259

(3) 地域づくりエリアの設定と地域づくり拠点施設の設置

地域を構成する市民・自治会などコミュニティ組織、NPO法人、その他の民間団体や企業など様々な主体と市が地域の抱える様々な課題や将来像などを共有し、それぞれの得意分野をいかして役割分

担しながら、地域のまちづくりを地域みんなで話し合う合意形成の場として、当地域内に、以下のよう
に地域づくりエリアと「地域づくり拠点施設」を設定します。

「地域づくり拠点施設」は、総合支所・支所・出張所と連携しながら、地域課題の発見・整理を行う
とともに、課題解決のための学習や実践活動を展開する場として設置し、地域力をいかした管理運営
手法を令和7年度までに検討します。

地域づくりエリア	地域づくり拠点施設	自治会数	世帯数・人口	
御庄エリア	御庄分館	22	1,200世帯	2,456人
* 地域づくり拠点施設については、現時点での設定であり、今後、地域との協議により変更する場合があります。				

3. 施設別の基本方針と各施設の方向性

(1) 公民館

公民館として、1. 御庄分館を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は70・71ページを参照）

【機能】

公民館は、市民にとって最も身近な学習活動や趣味・生きがい活動の場としての役割だけでなく、
地域防災・防犯、環境、雇用、医療、家庭の支援、学校の支援など少子化・高齢化などの社会状況
の変化に起因する地域課題に対して、市民、自治会、企業などと行政が協働してその解決に取り組
む場としての役割が求められています。

公民館は、社会教育法に基づき設置されることから、同法の規制の中で事業を行う必要があります
が、比較的利用制約の多い社会教育法に基づく公民館としての位置付けを見直し、地域課題解決
のための学習や実践活動の場として、多様な主体が地域のまちづくりを担う拠点施設として、施設
の利用度を高めてより様々な活動ができる施設に移行することについて検討します。

その上で、中央公民館は、市民の生涯学習の中核として、今後も市全体の講座等の企画立案機能
を担い、中枢的な役割を果たしていきます。また、その他の15の公民館及び分館については、公民
館事業の実施のほか、地域課題解決のために地域が連携して学習や実践活動する場と位置付けて今
後も機能を継続します。

【建物】

現に出張所などと複合化されている公民館の建物については、多様な主体が協働して地域が抱え
る課題の解決に取り組む場と位置付け、耐震基準を満たす施設は計画的な改修を行い、長寿命化を
図ります。

単体の公民館や、耐震基準を満たしておらず老朽化が顕著な公民館については、他の施設との複
合化や廃止も含めて検討します。

【管理運営等】

「地域づくり拠点施設」として位置付ける公民館施設の管理運営については、市民・地域が主体
となった管理運営手法について検討します。

イ 個別施設計画での方向性

1. 御庄分館

旧耐震基準の建物で、老朽化が顕著なことから、御庄出張所と併せて、建て替えを進める。

建て替えに当たっては、周辺の施設との複合化についても検討する。

ウ アクションプログラム

1. 御庄分館

御庄エリアの地域づくり拠点施設とします。御庄出張所との複合施設で1955年に旧耐震基準で建設し、建築から68年経過しています。ふれあいセミナー（高齢者向け学習講座）や夏休み子ども体験講座などの事業のほか、市民団体の自主的な活動に利用され、諸室の稼働率は17%～45.5%で、年間約9,600人が利用しています。

公民館（分館）は、市民の学習活動や趣味・生きがい活動に加え、地域課題の解決のための学習活動や実践活動を支援する役割を担うことから、機能を継続します。施設は、耐震診断は未実施で、老朽化が顕著となっていることから、地域づくり拠点施設として、他の公共施設との複合化を図り、適正規模での建て替え・移転に向けて調整を進めます。現在の施設は、移転後、除却時期を調整します。

市が管理運営を直営で行っていますが、地域づくり拠点施設にふさわしい、地域力をいかした管理運営手法について、令和7年度までに検討します。

(2) スポーツ施設

スポーツ施設として、2. 弓道練習場を設置しています。このほか、学校開放の体育館等を1施設、多目的ホール機能を備えた施設を1施設設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は97ページを参照）

【機能】

市民の健康づくりの場及び市民のスポーツを通じての余暇活動の場を提供するとともに、スポーツを始めるきっかけづくり及び競技力向上に資する施策を展開することにより、社会体育の振興を図るため、基本的に継続します。

【建物】

体育館等については、「岩国市総合体育館」を、全国・全県レベルの大会、全市的な大会等を開催する「基幹体育館」として位置付けて継続利用します。また、各地域に1か所、市民の生涯スポーツ活動の拠点となる体育館等を「地域体育館」として基本的に配置して継続利用します。

なお、現在各地域に配置されている小規模な体育館等については、学校開放の体育館等（※1）が各地域に配置されていることや、多目的ホール機能を備えた施設（※2）を市内の各所に設置していることから、大規模改修が必要となった段階で、原則として廃止します。

【管理運営】

継続利用する施設で、既に指定管理者制度を導入している施設は、指定管理者制度による管理運営を継続しますが、要求水準の内容確認やモニタリング評価の実施を徹底し、指定管理者制度の適正な運用を図ります。

指定管理者制度を導入していない施設については、効率的かつ効果的な管理運営を行うため、屋外運動施設も含めて、民間活力を活用した運営手法の導入を検討します。

※1 学校開放の体育館等（施設の詳細は、(3)小学校を参照）

施設名	方向性
御庄小学校	検討

※2 多目的ホール機能をもつ施設（施設の詳細は、(1)公民館を参照）

施設名	方向性
御庄分館	建替

イ 個別施設計画での方向性

2. 弓道練習場

耐震基準を満たしていることから、必要な修繕等を行い継続利用するものの、建設予定の県立武道館において弓道場が整備される見込みであることから、施設の在り方について検討する。

ウ アクションプログラム

2. 弓道練習場

2000年に新耐震基準で建設し、建築から23年経過しています。当面、必要な修繕等を行い継続使用しますが、令和10年度に建設予定の県立武道館に整備される弓道場を踏まえ、令和7年度までに施設の在り方について検討します。

(3) 小学校 (4) 中学校

小学校として3. 御庄小学校を、中学校として4. 御庄中学校を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は164・165ページを参照）

【機能】

義務教育である小学校・中学校として基本的に継続するものの、教育環境の向上及び児童・生徒の社会性の確保の観点から、児童数・生徒数及び学級数の推移を見ながら、「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」（平成31年2月）や「岩国市学校施設長寿命化計画」（令和2年3月）を踏まえ、保護者や地域の方々などから広く意見を聴き、今後の方向性を検討します。

また、学校施設が地域のコミュニティの核としての性格を有することから、セキュリティや学校経営に支障がないことを前提に、地域利用施設との複合化を進めるとともに、既に休校となっている学校施設や統廃合後の空き施設については、地域の意見を聴きながら民間活力の活用も含め、有効活用について検討を進めます。

【建物】

「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」（平成31年2月）や「岩国市学校施設長寿命化計画」（令和2年3月）を踏まえ、施設の老朽化の状況や今後の児童数・生徒数の推移を精査し、計画的な改修を行い、長寿命化を図るか、一定の範囲内に立地する施設との複合化を図りながら施設の在り方を検討することとし、その間には必要な修繕を行い継続使用します。

イ 個別施設計画での方向性

3. 御庄小学校

「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」に基づく適正規模適正配置についての取組を「検討する学校」との位置づけを踏まえ、統廃合等について検討・協議を行う。

検討・協議結果により、今後も学校施設として継続する場合は、耐震基準を満たしていることから、「岩国市学校施設長寿命化計画」を踏まえ、計画的な改修を行い、長寿命化を図る。

4. 御庄中学校

休校後、一定の期間を経過した学校施設については用途変更を行い普通財産に転用し、サウディング型市場調査の手法等も取り入れて、民間活力を活用した利活用や売却について検討する。

ウ アクションプログラム

3. 御庄小学校

校舎は1992年に、体育館は2002年に、いずれも新耐震基準で建設し、建築からそれぞれ31年、21年経過しています。

「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」における検討対象校に該当することから、大規模改修等の時期を捉え、適正化について検討・協議し、学校施設として維持する場合は、「岩国市学校施設長寿命化計画」を踏まえ、保全計画に基づき計画的に改修を行い継続使用します。

なお、現在の教室の利用実態を精査し、他の用途での利活用についてセキュリティの確保や学校経営に支障のない範囲内で令和7年度までに検討します。

4. 御庄中学校

校舎（教室棟）は1952年に、体育館は1955年に、いずれも旧耐震基準で建設し、建築からそれぞれ71年、68年が経過しています。また、校舎（特別教室棟）を1993年に、武道場を1986年に、いずれも新耐震基準で建設し、建築からそれぞれ30年、37年が経過しています。

平成26年に休校後、校舎（教室棟）の3室（全体6室）及び校舎（特別教室棟）の1室（全体3室）は、地元団体の自主的な活動や倉庫に、体育館は、地元団体が卓球の練習のため使用しており、武道場は、市の倉庫として使用しています。

教室棟と体育館は、耐震診断は未実施で、老朽化が顕著なことから、令和7年度までに利用団体等と廃止を含め協議します。

特別教室棟と武道場は、令和7年度までに公的利用・地域利用の有無を確認の上、いずれも見込みがない場合は、売却・民間活用のサウンディング型市場調査を行い、有効活用を検討します。

(5) 放課後児童教室

放課後児童教室として、5. 御庄放課後児童教室を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は229ページを参照）

【機能】

少子化の進展があるものの、共働き世帯や放課後の子供の安全へのニーズが高まっていることから、子育て支援の一環として今後も継続します。

【施設】

施設は、児童1人当たりの面積基準の確保状況、老朽化の状況などを基に、児童の利便性と安全性の確保を考慮し、①学校校舎内への併設 ②学校敷地内への専用施設の設置 ③他の公共施設等への併設 ④民間施設の活用などにより、施設の配置を進め、①及び③に該当する施設については、本体施設の大規模改修等にあわせて必要な改修等を行います。

【管理運営】

管理運営については、地域力や民間活力を活用した運営方法について検討します。

イ 個別施設計画での方向性

5. 御庄放課後児童教室

民間の施設を借用して設置していることから、学校内若しくは他の公共施設との複合化について検討する。

ウ アクションプログラム

5. 御庄放課後児童教室

民間の施設を借用（有償）していることから、基本方針に基づき、令和7年度までに、学校校舎内への併設などの可能性を検証し、移転・複合化について検討・協議します。

(6) 出張所

出張所等として、6. 御庄出張所を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は251ページを参照）

【機能】【建物】

マイナンバー制度や窓口サービスの利用状況等を踏まえ、出張所の機能や人員体制の見直しを行うことで、市民の利便性を維持しながら、効果的・効率的な行政運営を図ります。

そのうえで、「本庁の出先機関」としての「出張所」から、「地域づくり支援の機関」となるよう、併設する公民館の機能も含めて、施設全体の機能の見直しを図ります。

施設については、併設する供用会館や公民館の方針に基づき対応します。

【管理運営】

出張所における行政事務の執行態勢については、市全体の窓口業務への民間活力の活用に合わせて検討するとともに、新たな地域経営の仕組みづくりを進めるなかで、併設する公民館等と一体となった管理運営手法について検討します。

イ 個別施設計画での方向性

6. 御庄出張所

旧耐震基準で建設し、老朽化が顕著になっている。地域づくり拠点施設として重要な役割を担い継続することから、御庄分館と併せて、建て替えを進める。

建て替えに当たっては、周辺の施設との複合化についても検討する。

ウ アクションプログラム

6. 御庄出張所

御庄分館との複合施設で、1955年に旧耐震基準で建設し、建築から68年経過しています。施設は、併設する御庄分館に合わせ、対応します。

また、地域経営の仕組みづくりを検討する中で、総合支所・支所・出張所の役割について明確化を図るとともに、市全体の窓口業務への民間活力の活用の検討に合わせ、出張所の業務内容及び管理運営体制について令和7年度までに検討します。

(7) 水防倉庫

水防倉庫として、7. 御庄水防倉庫を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は263ページを参照）

【機能】【建物】

水防倉庫については、水害による被害を防ぐための水防資器材を保管する場所として今後も必要なことから、施設の老朽化の状況を精査し、必要な修繕等を行い継続利用します。

イ 個別施設計画での方向性

7. 御庄水防倉庫

基本方針に基づき、対応する。

ウ アクションプログラム

7. 御庄水防倉庫

1976年に旧耐震基準で建設し、建築から47年経過しています。水害による被害を防ぐための水防資器材を保管する場所として必要な修繕等を行い継続使用します。

(8) 消防団車庫等

消防団車庫等として、8. 御庄分団第1部消防器具庫、9. 御庄分団第2部消防車庫、10. 御庄分団第3部消防車庫、11. 御庄分団第4部消防車庫の4施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は263・264ページを参照）

【機能】【建物】

地域防災の要となる消防団の機能やその活動の拠点となる消防団施設については、今後も充実、強化を図ります。

一方、消防団編成時以後の環境の変化を捉え、関係者の意見を伺いながら、消防団組織の在り方と適正配置(人員・規模・場所含む)の検討を行い、この検討結果に基づき、消防団施設の配置の在り方・機能の在り方・老朽化した施設の改築等について、他公共施設との複合化を含め取組を進めます。

継続する施設については、必要に応じて修繕等を行います。

イ 個別施設計画での方向性

8. 御庄分団第1部消防器具庫、9. 御庄分団第2部消防車庫、10. 御庄分団第3部消防車庫、
11. 御庄分団第4部消防車庫

基本方針に基づき、対応する。

ウ アクションプログラム

8. 御庄分団第1部消防器具庫、9. 御庄分団第2部消防車庫、10. 御庄分団第3部消防車庫、
11. 御庄分団第4部消防車庫

御庄分団第4部消防車庫は、新耐震基準で、他の施設は旧耐震基準で建設し、建築から13年～47年が経過しています。当面、必要な修繕等を行い継続使用しますが、令和7年度までに消防団の体制及び組織の在り方について検討し、その結果に基づき、令和8年度には消防団施設の再配置計画を策定し、施設の統合・改修・建て替えなどを進めます。

4. 岩国地域御庄エリアにおける今後の取組

(1) 譲渡について協議する施設

該当する施設はありません。

(2) 廃止について協議する施設（1施設）

ア 用途を廃止し、除却時期を調整する施設

該当する施設はありません。

イ 施設使用者と廃止に向け協議を行う施設（1施設）

4. 御庄中学校（教室棟、体育館）

【対応方針】

旧耐震基準で建設し、耐震診断は未実施で、老朽化が顕著なことから、令和7年度までに利用団体等と廃止について協議します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
4										
	利用実態の精査、廃止に向けた協議			協議結果に基づく対応						
協議先	利用団体									
担当部署	教育政策課									

(3) 計画的な改修等を行う施設（1施設）

ア 計画的に改修を行い長寿命化を図る施設

イ 計画的に改修を行い継続使用する施設

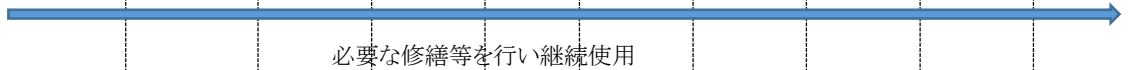
該当する施設はありません。

ウ 必要な修繕等を行い継続使用する施設（１施設）

7. 御庄水防倉庫

【対応方針】

今後も行政需要に応えるため必要な修繕等を行い継続使用します。

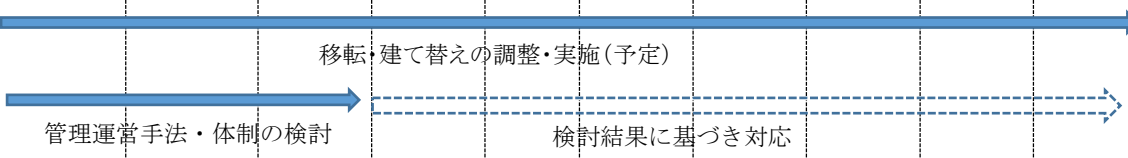
スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
7										
担当部署	危機管理課									

(4) 今後建て替えが必要な施設（２施設）

1. 御庄分館、6. 御庄出張所

【対応方針】

老朽化が顕著となっており、地域づくり拠点施設として継続使用することから、他の公共施設との複合化を含め、適正規模での建て替え・移転に向けて調整を進めます。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
1. 6										
協議先	1. 御庄地区自治会連合会									
担当部署	1. 中央公民館、6. 地域づくり推進課									

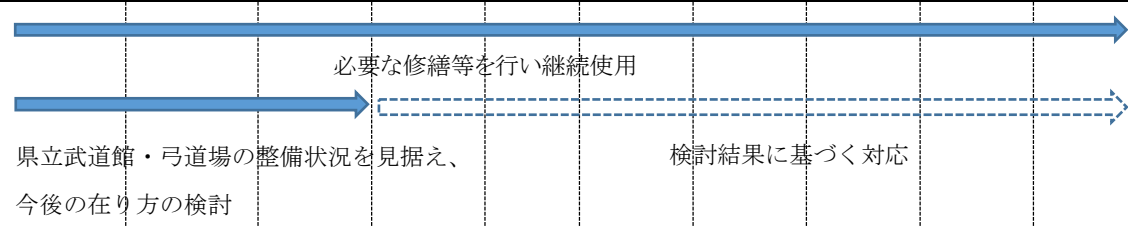
(5) 今後検討が必要な施設（8施設）

ア 今後の在り方を検討する施設（２施設）

2. 弓道練習場

【対応方針】

当面、必要な修繕等を行い継続使用しますが、県立武道場の弓道場の整備状況を見据え、今後の在り方を検討します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
2										
協議先	利用団体									
担当部署	文化スポーツ課									

5. 御庄放課後児童教室

【対応方針】

基本的に機能は継続するものの、民間の施設を賃借していることから、令和7年度までに、学校校舎内への併設などの可能性を検証し、移転・複合化について検討・協議します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
5										
	移転・複合化の検討・協議			検討・協議結果に基づく対応						
担当部署	保育幼稚園課									

イ 消防団施設（４施設）

8. 御庄分団第１部消防器具庫、9. 御庄分団第２部消防車庫、10. 御庄分団第３部消防車庫、 11. 御庄分団第４部消防車庫

【対応方針】

消防団の体制及び組織の在り方について、令和７年度までに関係機関と協議し、その結果を踏まえて消防団施設の再編計画を令和８年度に策定し、以降、計画に基づき再編再配置を進めるとともに、必要な修繕等を行い継続使用します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
8～11	消防団の体制、組織の検討			消防団施設再配置 計画策定	計画に基づき、施設の統廃合、更新等を実施 継続使用する施設は、必要な修繕等を実施					
協議先	御庄分団第1部、御庄分団第2部、御庄分団第3部、御庄分団第4部									
担当部署	危機管理課									

ウ 既定計画・既定方針に基づき検討する施設（１施設）

3. 御庄小学校

【対応方針】

「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」における検討対象校に該当することから、大規模改修等の時期を捉え、適正化について検討・協議します。

施設については、「岩国市学校施設長寿命化計画」を踏まえ、当面必要な改修等を行い、継続使用します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
3	→									
	適正化について検討・協議し、当面必要な修繕等を行い、継続使用									
担当部署	検討を行う部署・・・教育政策課・学校教育課 施設維持管理・・・教育政策課									

エ サウンディング型市場調査等を行い、売却等を検討する施設（１施設）

4. 御庄中学校（特別教室棟、武道場）

【対応方針】

別途策定の「未利用財産の利活用に関する基本方針」に基づき、令和７年度までに、利用実態を精査し、公的利用、地域利用の有無を確認し、いずれも見込みがない場合は、サウンディング型市場調査等により、民間への売却等について検討します。利活用等の見込みがない場合は、除却時期を調整します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
4										
協議先	利用団体									
担当部署	教育政策課									

5. 再編・再配置の検証

御庄放課後児童教室は民間の施設を有償で借用しています。放課後児童教室の基本方針では、児童の利便性と安全性の確保の観点から、①学校校舎内への併設 ②学校敷地内への専用施設の設置 ③他の公共施設等への併設としており、このうち、学校校舎内への併設の可能性について検証します。

(1) 検証対象施設

御庄放課後児童教室

ア 施設の状況

建築年月	面積(うち保育室面積)	定員	登録者数	平均利用者数	特殊な設備
1987年11月	204.86 m ² (55.15 m ²)	40	37	35	—

御庄小学校

普通教室の現状

A 当初の 普通教室の数	B 実学級数	A-B 空き教室の数	空き教室のうち 利活用室数	利活用している 場合、その用途
6	6	0	—	—

特別教室の現状

特別教室の種類	面積(m ²)	1週間当たりの利用回数(授業での利用)
1階		
ランチルーム	150	給食時のほかコンテナ置きとして使用
家庭科室	68	週2～4時間
2階		
音楽室	125	週8～12時間
コンピューター室	85	5時間
図書室	67	6時間
理科室	80	週11～13時間

(2) 御庄放課後児童教室の移転・複合化の可能性についての検証結果

御庄放課後児童教室は、民間の建物を賃借（有償）して設置しています。

基本方針に基づき、学校校舎内への移転、学校敷地内への専用施設の設置又は他の公共施設等への併設について検討を行いました。

○学校校舎内への移転について

御庄小学校には空き教室がないことから、特別教室の利用について検討を行いました。

まず、学校から放課後児童教室として活用する教室は、セキュリティの確保のため1階部分に位置し、他教室と隔離できることが必要との要望があり、このため特別教室のうち、1階の家庭科室とランチルームが候補となります。

しかし、家庭科室（68㎡）、ランチルーム（150㎡）ともに、校舎の出入り口の反対側に配置されており、セキュリティ確保の面から、当該教室への移転は困難と考えられます。

○学校敷地内への専用施設の設置について

学校施設内に専用施設を設置することができるかについて、検討を行いました。

御庄小学校のグラウンドは約2,000㎡で、これは、柱島・黒島・端島の小学校を除くと、旧岩国市内の小学校の中で最も小さい面積となっており、グラウンド内に専用施設を設置することで、グラウンド機能が制限されるという懸念があります。

このため、学校敷地内への専用施設の設置についても困難と考えられます。

○他の公共施設等への併設について

御庄小学校の正門正面には、御庄出張所・中央公民館御庄分館が設置されていることから、当該建物の建て替えに合わせ、複合化の検討を行いました。

しかし、当該建物は、建て替えに合わせて、同地から離れた場所に移転することとなっており、近隣には建て替え予定の公共施設もないことから、他の公共施設等への併設も困難と考えられます。

このため、今後、学校出入り口に近い普通教室2室を、将来的な候補室として見据えた上で、今後の児童数の変化に応じて、学校と検討・協議します。

6. 公共施設アクションプログラムを推進するための課題の整理

(1) 集会施設等の譲渡の基本的な考え方

御庄エリアには、譲渡の対象となる施設はありません。

(2) 保全計画等の策定

市が保有する施設で、今後も維持する施設のうち、法定耐用年数を超えて使用する施設については、予防保全を含め、計画的な改修を行い、長寿命化を図ることにしています。

この長寿命化を図るための大規模な改修には多くの財源が必要となることから、劣化度の調査や改修の内容、実施時期などを明確にした「岩国市公共施設保全計画」を、令和7年度までに策定します。

あわせて、用途廃止し、公共利用・公的利用・地域利用の有無を確認したうえで利活用の見込みがなく、耐震基準を満たさないなど安全性に課題のある施設については除却することにしますが、将来において相応の財政負担が伴うことから、優先順位と工程を定める「除却計画」を別途策定します。

(3) 地域経営の仕組みづくりについて

地域課題が複雑・多岐にわたることにより、これまで以上にきめ細やかな取組が求められているため、地域と行政が一体となって協働して課題解決に取り組む「地域経営の仕組みづくり」を令和6年中に策定する「地域づくり協働推進計画」に基づき取り組みます。

地域経営の推進に当たっては、地域が自主的に課題解決を図る上で必要な学習活動や実践行動を行うため、公民館等の公共施設を「地域の活動拠点」と位置付けた上で、地域力をいかした管理運営手法を検討します。

また、課題解決に取り組むための人材育成、財政的支援、情報提供などの支援を行い、地域が主体的に活動できる環境整備に取り組みます。

一方、市民や地域団体との連携・協働を担う所管部署及び各総合支所等の地域振興担当部署は、地域課題を解決するコーディネーターとしての役割を発揮できる庁内体制の確立を図ります。

7. 施設位置図

